

■耐震化促進（改修）補助の概要■

●耐震化促進補助を受けるには以下の全ての要件が必要となります。

①補助を受けることができる方

- 木造住宅の所有者の直近の課税所得金額が 5,070,000 円未満の方
- 固定資産税・都市計画税を完納している方

②補助を受けることができる住宅

- 一戸建ての住宅又は長屋又は共同住宅（兼用住宅も可）で木造のもの
- 原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築主事の確認を受けて建築されたもの
- 耐震診断の結果、耐震性が不足しているもの（評点が 1.0 未満等）
- 現に居住し、又はこれから居住しようとするもの
- 今までに耐震設計補助を受けたことのない住宅

③補助を受けることができる内容

- 耐震改修技術者* により耐震改修計画の策定に要する費用
- 耐震改修技術者* により工事監理を行う工事
- 改修後、耐震性を満足するもの（評点が 1.0 以上等）

※耐震改修技術者とは、建築士であってH24 度以降に開催された以下の講習会の受講修了者です。

- ・「木造住宅の耐震診断と補強方法」講習会（一般財団法人・日本建築防災協会主催）
- ・「既存木造住宅の耐震診断・改修」講習会（公益社団法人・大阪府建築士会主催）

●補助内容は以下のとおりです。

耐震改修に要する工事費（1㎡あたり 21,500 円以内）の 8 割、
一戸あたり 90 万円まで。

※特例※

所有者の世帯の月額所得が 21 万 4 千円以下の場合については、
90 万円ではなく 100 万円となります。



※注意事項

- 今までに**設計補助**を受けている住宅は、補助対象となりません。
- 補助を受けずに設計が完了し、**改修工事**を行う住宅が補助対象です。
- 補助を受けることができる住宅かどうか市の方で**現地確認**を行います。
- 補助申請者は、木造住宅の所有者です。
- 補助金は耐震改修工事が終了し、完了報告書の提出後の交付となります。
- 耐震改修工事とは、耐震補強に要する工事をいいますので、リフォーム工事等を合わせて行われる場合は、**リフォーム工事に要する費用は補助対象とはなりません。**
- 市が**交付決定通知書**を発行してから、工事に着手してください。
(交付前に着手されると補助が受けられなくなりますので、ご注意ください。)
- 補助金を工事業者に直接振り込むことができます。(代理受領制度)
- 完了報告書の提出までを、必ず**年度内**に終わってください。

【補助金額参考】 ※次の①～③の中でいずれか少ない額

① 改修工事費

() 円×8割 = () 円

② 延床面積

() m²×21,500円×8割 = () 円

③ 限度額

() 戸×90(100)万円 = () 円

補助額 _____ 円